

船舶等の対応措置(台風襲来・暴風時)

【宮崎港、内海港、油津港、外浦港、福島港】

勧告区分	船舶等の対応措置		
	小型船	大型船・中型船	工事関係船等その他
警戒勧告	次により速やかに「避難準備」を行うこととする。		
	定係施設又は他の安全な施設への移動若しくは陸揚げその他避難のための準備を速やかに行うこと。	<ol style="list-style-type: none"> 1 在港船舶は、港外の安全な海域へ避難するための準備を速やかに行い、回航に要する時間等を考慮し早めの対策を講じること。 2 入港予定船舶は、できる限り入港を中止し、安全な海域へ向かうこと。 	海上における工事作業等は、作業の中止、資機材の流出・飛散防止措置、作業船の移動その他避難のための準備を速やかに行うこと。
避難勧告	次により直ちに「避難」することとする。		
	船舶の流出・被害防止対策を十分に行い、避難措置を完了させること。	在港船舶は、港外の安全な海域へ直ちに避難し、もやい・錨鎖・防舷物等の増強その他十分な安全対策を完了すること。	海上における工事作業等は、資機材の流出・飛散防止措置を完了し、作業船は直ちに避難すること。

小型船舶： 漁船、プレジャーボート等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げ船舶や港外退避した場合に、津波の影響が無くなるまで港外待機ができる船を除く）。

中型船： 大型船及び小型船以外の船舶。

大型船： タグボート等の補助を必要とし単独で出港が困難な船舶。